

## 令和5年第4回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年4月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 令和5年4月10日(月) 午後3時 4分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	武田 英雄	前田 操	守安 淳市
山田 隆正	池上 次男	小西 安彦	竹内 功次	長代 悦和
東 茂	大月 泉	黒瀬 昭夫	高上 忠義	黒江 冊旨
友野 伸樹	藤井 久美			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

13番委員 14番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第18号 農用地利用集積計画について

報告第8号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第9号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第10号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第11号 農地法第6条の規定による報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(会長) それでは、只今より令和5年第4回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が17名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、13番委員、14番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

**【議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当) それでは、議案第16号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

**【受付番号57番, 58番】**

(農地担当) それでは3条の審議に入りますが、受人の耕作状況の確認に関して、もし問題がある場合は、挙手の上、発言いただければと思いますのでよろしく願いいたします。それでは57番、新本の件につきまして、58番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員) この案件については、双方の土地のやり取りということでございます。新本の農地ですが、自宅の前で耕作に便利という事でお互いに所有している農地を交換して農業をしていくということです。双方とも農業に意欲がありますので問題ないと思います。審議をよろしく願いいたします。

(農地担当) 長代委員、補足はありますか。

(長代委員) 委員さんと同意見で特に問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

(農地担当) この案件に関して複数の委員に耕作状況について確認いただいておりますが、問題なしということでよろしいでしょうか。

(9番委員) 西郡の耕作状況ですが、黒大豆を植えておられます。若干、草が高いかなと思います。本人にも話をしましたが、総合的には問題ないと思います。

(茅原委員) 総社と刑部の耕作状況確認に行きましたが、作付けがされてない状況でした。一応、保全管理がされているようで周辺農地へ迷惑がかかるようなことはありませんでしたので報告いたします。

(農地担当) 他に耕作状況で報告はありませんか。なければ、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、57番、58番は許可されました。

【受付番号59番】

(農地担当) 続きまして59番, 井手の件につきまして, 地元委員の説明をいたします。

(15番委員) この案件ですが, 渡人は県外の方でして農地を処分していく中で, 残った農地について友人である受人に売買するという案件です。この農地は, 別の方が借りて耕作をしていましたが, 令和5年度になって売買の話が出て来たので, 借りていた方が水田作の準備をしていたという事で, 今年はそのまま借りていた人で水田をして, 次の年から受人が野菜を作付けするという事です。地元といたしましては従前どおり管理していただければいいと思いますし, 運べる農機具で作付けを予定しているという話でした。地元としては荒らさずに使っていただけるのであれば問題ないと思っています。よろしくご検討のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは, この案件については, 耕作状況確認をしていただいておりますが, 問題がございましたら発言をお願いします。

(農地担当) ありませんか。よろしいでしょうか。それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 59番は許可されました。

【受付番号60番】

(農地担当) 続きまして60番, 長良の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが, 受人の自宅からすぐ近くの農地です。詳細は, 前田委員から説明をお願いします。

(農地担当) 前田委員, お願いいたします。

(前田委員) この件について, 受人と奥さんを面談しました。現在, 奥さんが体調を崩されており, 今年は作付けが未定という話を聞いております。回復されれば奥さんと2人で畑として耕作する予定です。農機具は一式保有しています。この案件ですが両者は親族関係にありまして, 地元として問題はないと考えておりますのでよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、60番は許可されました。

**【議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当) 続きまして議案第17号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、  
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

**【受付番号161番】**

(農地担当) それでは161番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が田です。転用した場合の農地の  
影響はないと思われまます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地周辺ですが、毎月転用申請が出ている地区です。西側に農地が残りますが、こ  
ちらは自作田で問題ありません。周辺状況も宅地化が進んでいるエリアでございますので問  
題ないと捉えております。よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね  
10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断し  
ています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。161番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、161番は許可されました。

**【受付番号163番】**

(農地担当) 続きまして163番、上原の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員) 周辺の状況ですが、東が倉庫、西が田、南が水路、北が田です。転用した場合の農地の

影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 1 番委員) この案件ですが、受人と渡人は親子関係です。用水については問題ありません。申請地の東にある●●―●の南半分の田への水の取り入れについては、お互いに迷惑をかけないようにするという事で転用しても問題ありません。転用目的ですが、農業用倉庫として使うものと、残ったところはテントを張って作業場にするという事です。水の問題さえ解決できれば問題ないと思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) 小西委員、何か補足はありますか。

(小西委員) 問題ありません。ご審議よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、農振農用地です。例外許可規定として農業用施設ということで適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6 番委員) 1反くらいの土地で農業用倉庫をわずかに転用するようですが、残ったところは何をするのですか。

(1 1 番委員) テント張りの作業場が出来るという事です。農機具を置いたり、生産した赤米を用いて加工をする作業場ということです。

(主査) 建物として取り扱わないテントを建てた作業場という事です。

(農地担当) ほかに質問がありますか

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。1 6 3 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1 6 3 番は許可されました。

#### 【受付番号1 6 5 番】

(農地担当) 続きまして1 6 5 番、下原の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(1 番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 1 番委員) 息子さんの住宅を建てるという案件です。周辺営農状況ですが、用水及び排水は問題ありません。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) 小西委員、何か補足はありますか。

- (小西委員) 問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願ひいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しています。例外許可規定として集落に接続して設置される施設という事で適用しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。165番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、165番は許可されました。

#### 【受付番号167番】

- (農地担当) 続きまして167番、井手の件について、現地調査の報告をお願ひいたします。
- (1番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) この申請地周辺ですが、ここ最近続けて転用申請が出ており、東西南北宅地に囲まれています。受人は、電気工事の関係会社です。現在、西側を資材置き場として使っていますが、工事の内容によっては手狭であるということで、今回の農地を取得するという案件です。一体利用となるので問題はないものと捉えております。周辺への影響はないと考えておりますので地元としては問題ないと捉えております。よろしくご審議のほどお願ひいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願ひいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。167番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、167番は許可されました。

【受付番号162番】

- (農地担当) 162番, 下倉の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (1番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が田, 南が田, 北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この申請地は, 圃場整備をしている農地です。今回, 高圧鉄塔のやり替え工事でダンプが入るのに曲がり切れないという事で一部田を埋めるという内容です。詳細は高上委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは, 高上委員をお願いいたします。
- (高上委員) 高圧鉄塔の工事に伴い, 資材を運搬する4トントラックが曲がれないという事で, 一部田を埋めて道路にするという内容です。大型土嚢を設置して土砂の流出を防ぐようにします。総合判断としまして, 特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 農振農用地です。例外許可規定として仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものということで適用しています。一時転用期間は, 許可の日から令和7年6月20日までとなっています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。162番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 162番は許可されました。

【受付番号164番】

- (農地担当) 続きまして164番, 久代の件につきまして, 現地調査の報告と説明をあわせてお願いいたします。
- (1番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が畑, 南が畑, 北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われま。この案件ですが, この土地の所有者の息子さんか地元へ帰って来られて家を建てるという事です。周辺も宅地化されており, 地元としては, 問題ないと思いますのでよろしく審議をお願いいたします。
- (農地担当) 竹内委員, 補足がありましたら説明をお願いします。
- (竹内委員) 特に補足はありません。地元としては問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。



す。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。164番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、164番は許可されました。

#### 【受付番号166番】

(農地担当) 続きまして166番、長良の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件は、2月総会で転用許可申請が出て許可を受けたけど、転用面積が変更になったということで、一度取り下げて再度、申請したということです。詳細については前田委員からお願いします。

(農地担当) それでは、前田委員から説明をお願いします。

(前田委員) 先ほど委員から説明があったとおり、家族間の話で面積の変更があり再申請した案件です。地元としては問題ないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しています。例外許可規定として集落に接続して設置される施設という事で適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。166番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、166番は許可されました。

【受付番号168番】

- (農地担当) 続きまして168番、清音軽部の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われまます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) この案件ですが、所有地のお孫さんが家を建てるという案件で、地元としては問題ありません。詳細は藤井委員から説明します。
- (農地担当) それでは、藤井委員をお願いいたします。
- (藤井委員) この案件ですが、今現在、渡人と奥さんと娘さんが一緒に住んでおり、お孫さんもそこに住む予定でしたが、狭いということで、その隣の農地に家を新築したいという案件です。すぐ南側に農地がありますが、これは自分の農地なので特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しています。例外許可規定として集落に接続して設置される施設という事で適用しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。168番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、168番は許可されました。

【議案第18号 農用地利用集積計画について】

- (農地担当) 続きまして別紙になります。議案第18号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第18号 農用地利用集積計画について朗読】
- (農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【2番, 3番, 5番, 10番, 13番, 茅原委員, 前田委員, 守安委員  
山田委員, 池上委員, 小西委員, 高上委員, 黒江委員, 藤井委員 退席】 2時28分

(主査) 【議案第18号 農用地利用集積計画について説明】

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【2番, 3番, 5番, 10番, 13番, 茅原委員, 前田委員, 守安委員  
山田委員, 池上委員, 小西委員, 高上委員, 黒江委員, 藤井委員 入室】 2時33分

#### 【報告第8号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第8号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第8号 報告書について朗読】

#### 【報告第9号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第9号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第9号 報告書について朗読】

#### 【報告第10号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第10号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第10号 報告書について朗読】

#### 【報告第11号 農地法第6条の規定による報告について】

(農地担当) 次に、報告第11号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第11号 報告書について朗読】

## 【報告事項】

- (農地担当) 20ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通してください。
- (農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が4件、5条関係が8件でございました。また、農用地利用集積計画につきまして、原案どおり承認といたしました。以上で、日程第3の農地案件につきましての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
- (会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。
- (会長) ないようでしたら、私から報告があります。先月の総会でもお話ししましたが、令和5年度の最適化活動の目標について運営委員会で作成をしましたので、皆様に報告させていただきます。それでは、事務局から概要説明をお願いします。
- (次長) 【令和5年度の最適化活動の目標について説明】
- (会長) ありがとうございました。それでは、先ほど事務局から説明があったとおり、令和5年度の最適化目標については、4月末までに県に報告をしてホームページで公表をすることとなります。なお、令和4年度の最適化目標の点検評価については、5月中に運営委員会で作成しますが、現在、皆さんの活動記録簿を事務局が集計をしています。3月までの活動記録簿をまだ、提出されていない方は、事務局に提出ください。よろしくをお願いします。それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。
- (会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時4分